

各 位

株式会社 北洋銀行

変額終身保険「かがやき、つづく」の取り扱いを開始します

北洋銀行は、平成 25 年 12 月 2 日(月)から変額終身保険商品「かがやき、つづく」の取り扱いを開始します。

当行では、多様化するお客さまの資産運用ニーズへの的確に対応するとともに、利便性の向上に努め、今後とも、お客さまの期待に応えるベストパートナーとして、一層のサービス向上に努めてまいりますので、当行をご利用いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始商品

商品名	愛称等	引受保険会社
目標設定特則付一般勘定移行型変額終身保険	かがやき、つづく	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

2. 取扱開始日

平成 25 年 12 月 2 日(月)

3. 取扱店舗

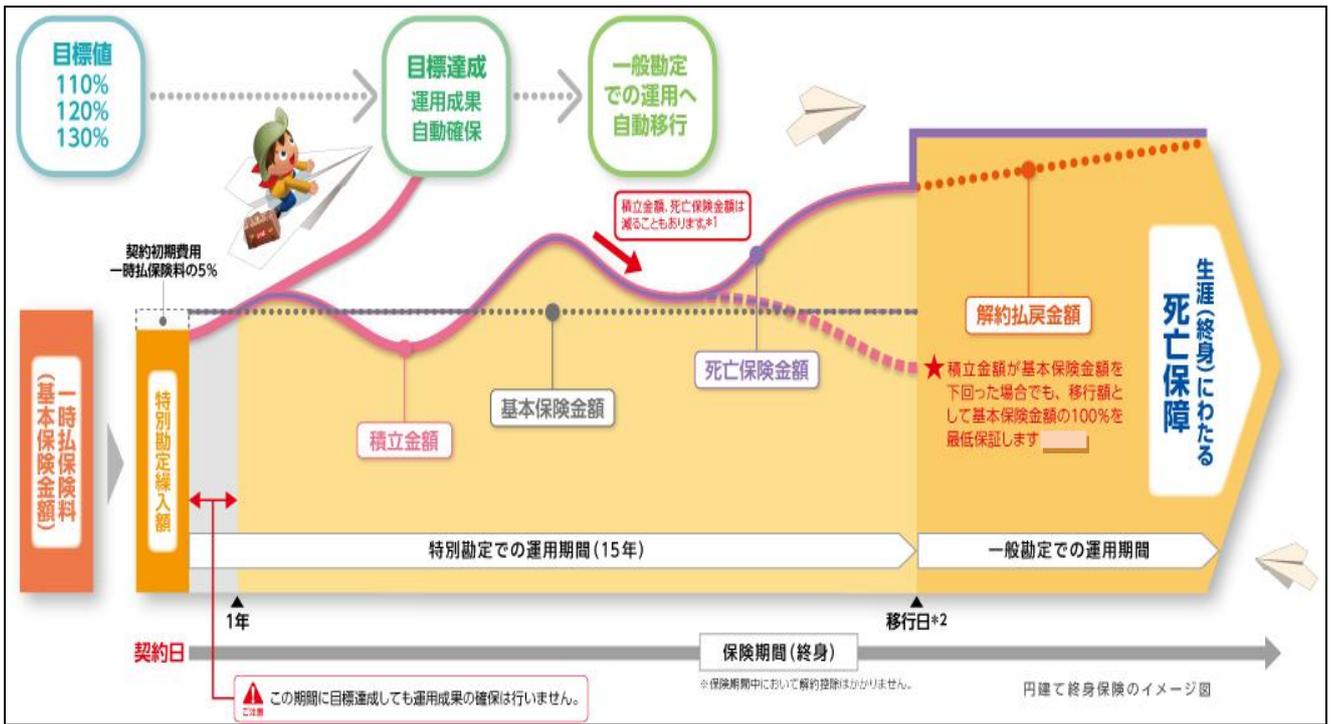
全店（ただし、東京支店・札幌医大病院出張所・千歳空港出張所を除きます。）

以 上

【商品概要】

商品名	目標設定特則付一般勘定移行型変額終身保険			
愛称	かがやき、つづく			
保険会社	三井住友海上プライマリー生命			
基本保険金額（一時払保険料）	200万円以上5億円以下（1万円単位） （同一被保険者で本商品以外に三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合には、合算して5億円を超えることはできません。）			
契約年齢	15歳～80歳			
契約者	被保険者の2親等以内の血族（父母・子・祖父母・孫・兄弟姉妹）または配偶者			
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族			
特別勘定運用期間	15年			
保険期間	終身			
保険料の払込方法	一時払のみ			
クーリング・オフの取扱い	クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象			
目標設定特則	ご契約時に目標値を設定していただくことで、契約日からその日を含めて1年経過以後に積立金額が目標達成した場合、特別勘定での運用を終了し、一般勘定に振替えて移行日まで運用します。			
	目標値の設定	110%、120%、130%から設定。目標値を設定しないことも可能です。契約後は目標値の設定・変更・解除ができません。		
	目標達成の判定	契約日からその日を含めて1年経過以後、毎日目標達成の判定を行います。		
死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、次の額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受取りいただきます。			
	移行日前	被保険者が死亡された日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額。振替日以後は、被保険者が死亡された日における積立金額。		
	移行日以後	移行日前日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額（目標達成した場合は、移行日における積立金額）に基づき、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）により計算した額。		
災害死亡保険金	振替日以後、移行日前までに被保険者が次のいずれかの理由で死亡された場合、災害死亡保険金として、その時点の積立金額の10%を死亡保険金に加えて、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。 ・被保険者が振替日以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その日から180日以内に死亡されたとき ・被保険者が振替日以後に発病した所定の特定感染症を直接の原因として死亡されたとき			
付加できる主な特約	遺族年金支払特約	保険金の全部または一部を、一括での受取りにかえて年金形式で受取が可能。		
	年金移行特約	契約日から3年経過以後、移行日前において、年金支払へ移行可能。		
諸費用	契約初期費用	一時払保険料の5%		
	保険関係費 （特別勘定での運用期間中）	契約年齢：15～60歳 積立金額に対して 年率2.43%	契約年齢：61～70歳 積立金額に対して 年率2.50%	契約年齢：71～80歳 積立金額に対して 年率2.66%
	資産運用関係費 （特別勘定での運用期間中）	特別勘定の資産残高に対して年率0.1835%程度（消費税込）		
	一般勘定での運用期間中の費用	移行日以後の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっています。		
	年金管理費 （遺族年金支払特約および年金移行特約による年金支払期間中）	年金額に対して上限1% 年金額を算出する際の費用は、「遺族年金支払特約」の場合は年金基金設定時、「年金移行特約」の場合は特約付加日の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっています。		
告知	不要			

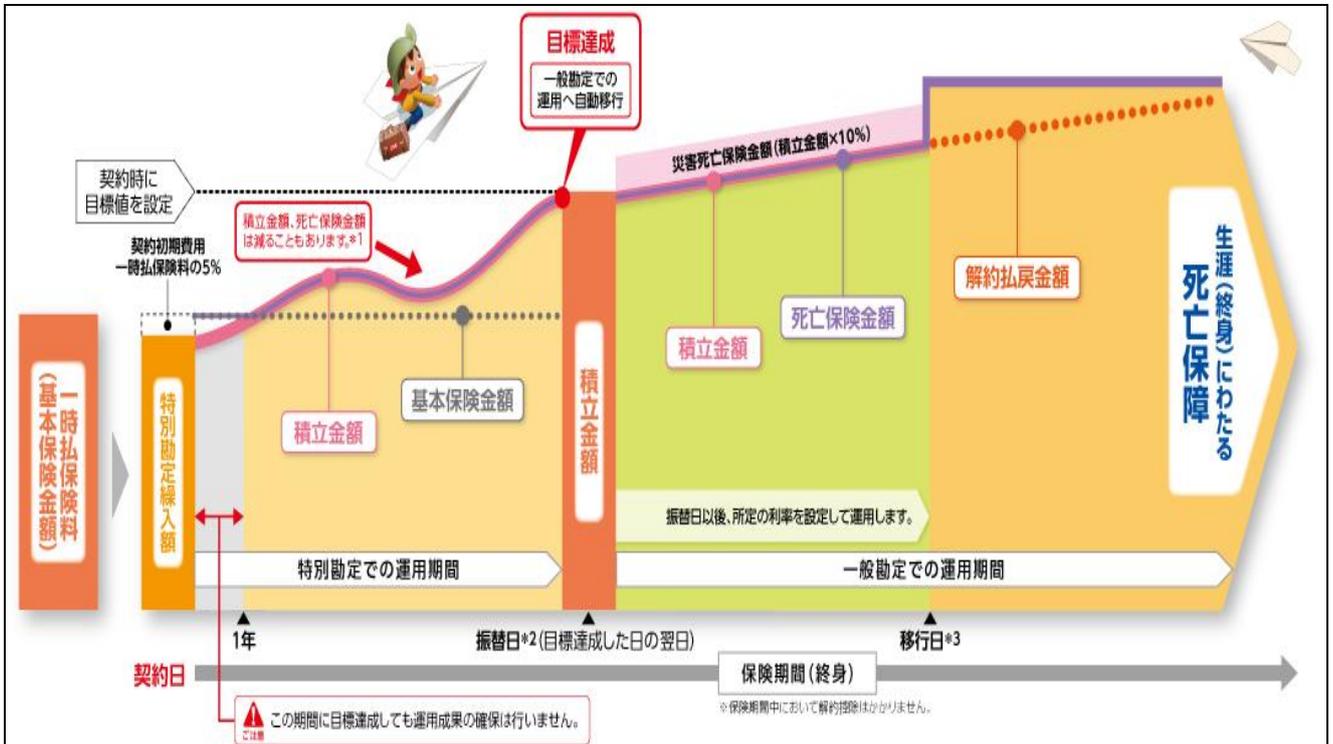
【円建て終身保険のイメージ図】



*1 死亡保険金額は基本保険金額を下回りません。

*2 この商品の移行日は、契約日から 15 年後の契約応当日となります。

【目標値達成した場合のイメージ図】



*1 死亡保険金額は基本保険金額を下回りません。

*2 目標設定していた場合、目標達成したときに積立金を特別勘定から一般勘定に振替える日のことで、+ 目標達成した日の翌日とします。

*3 この商品の移行日は、契約日から 15 年後の契約応当日となります。

【取扱保険商品に係る共通の注意点】

- 保険商品は、保険会社が引き受ける生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度は適用されません。
- 保険商品は、契約初期費用、保険関係費用、資産運用関係費用、解約控除、為替手数料(外貨建て保険)などの手数料がかかる場合があります。ただし、ご負担いただく手数料の名目、手数料率、計算方法等は商品により異なりますので、一律の算出方法の記載はできません。詳しくは、各商品のパンフレット・契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)・ご契約のしおり(約款)等をご覧ください。
- 北洋銀行は、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行いますが、保険契約の引受や保険金等の支払いは、引受保険会社が行います。
- 保険商品によっては、解約返戻金が、当初払込保険料を下回ることがあります。
- 保険商品に関するお客さまと当行とのお取引が、当行におけるお客さまに関する他のお取引に影響を及ぼすことは、一切ありません。
- 各種保険商品は、法令の規制により、お客さまのお勤め先や当行への融資のお申し込み状況等によりお申し込みいただけない場合があります。
- 商品によっては、被保険者に健康状態などについて告知していただく必要があります。また、被保険者の健康状態などによりご契約いただけない場合等があります。なお、北洋銀行の担当者(生命保険募集人)には告知受領権がありませんので、担当者に口頭でお話しされても告知をいただいたことにはなりません。
- 保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や健康状態についてお客さまが事実を告知されなかった場合、事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金が支払われない場合があります。
- 北洋銀行でお取り扱いしている商品はすべてクーリング・オフの対象となります。
- 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置の対象になりますが、この場合にも将来の年金額、死亡保険金額、払戻金額等が削減されることがあります。
- 保険商品によっては、保険契約を有効に継続させるために、払込方法に応じた期日までに継続的に保険料を払い込んでいただく必要があります。保険料の払い込みが遅れて、一定期間が経過すると保険契約は失効します。保険契約が失効した場合には、契約の効力がなくなり、保険金等が受け取れなくなりますので、ご注意願います。
- 保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合は、ただちに保険会社または北洋銀行までご連絡ください。保険金・給付金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合につきましては、各商品のパンフレット・契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)・ご契約のしおり(約款)等でご確認ください。
- 募集代理店である北洋銀行では、保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのお問い合わせ・各種請求手続き方法のご照会などを対応いたします。なお、内容によっては、募集代理店からの連絡を受けた引受保険会社および共同募集代理店が対応させていただく場合があります。
- 詳しい内容は、生命保険募集代理店である北洋銀行の販売資格を持った担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

【特定保険商品に係るリスクについて】

〈変額保険〉

この保険は国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額、解約返戻金額は既払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

株式会社北洋銀行